

令和7年度スポーツ・インテグリティ推進事業における
スポーツ団体ガバナンスコードの実効化に向けた支援

仕 様 書

令和7年3月24日
スポーツ庁競技スポーツ課

1. 事業名

令和7年度スポーツ・インテグリティ推進事業におけるスポーツ団体ガバナンスコードの実効化に向けた支援

2. 事業の趣旨及び経緯

中央競技団体（注1）は、対象スポーツに関する唯一の国内統括組織として、多くのステークホルダーに対して様々な権限を行使し得るなど、大きな社会的影響力を有するとともに、各種の公的支援を受けており、国民・社会に対して適切な説明責任を果たしていくことが求められる公共性の高い団体である。

中央競技団体はスポーツ庁が令和元年度に策定したスポーツ団体ガバナンスコード（以下「コード」という。）（注2）に基づき、ガバナンスの確保に向けた取組を進めているものの、相談相手の不在によるノウハウの不足などの理由により、単に適合性審査を通過することを目的とした取組になっているケースも散見される。

そのため、中央競技団体が真にガバナンスの確保につながる取組を実施できるよう、コードの実効化に向けた支援を実施する。

（注1）本委託事業における中央競技団体とは、スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の対象となる、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体（※準加盟団体を含む。）、公益財団法人日本オリンピック委員会に加盟する中央競技団体（※準加盟団体・承認団体を含む。）、及び公益財団法人日本パラスポーツ協会に加盟する中央競技団体のうち日本パラリンピック委員会に加盟する団体を指す。

（注2）コードの詳細については、下記のスポーツ庁 Web サイトを参照すること。

URL:https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/1412105.htm

3. 事業の内容

（1）コードの理解増進と中央競技団体同士の横連携に向けた説明会・ワークショップの実施

中央競技団体の役員は一定期間で入れ替わるため、新任の役員がコードの趣旨や目的について学ぶ機会が必要である。また、中央競技団体内でコードの周知を図るには団体内で研修会等を開催する必要があるが、コードに関して説明できる人材が団体内にいなければ、研修会等は成り立たない。

そのため、中央競技団体の役職員のコードに関する理解深化を図るため、コードの理解増進に向けた説明会を実施する。

また、コード遵守に向けた中央競技団体の自発的・積極的な取組を推進するためには、中央競技団体同士で悩みを共有・相談する機会

が重要であることから、説明会と同時に、中央競技団体同士の横連携を促進するワークショップを実施する。なお、ワークショップにおいては、団体において不祥事が生じた場合の対応（発覚後の動き、マスコミ対応等）を実践する。

説明会・ワークショップの実施後に、参加者に対するアンケートを実施することで、説明会・ワークショップによるコードの理解増進等の効果について検証すること。

説明会・ワークショップを計画する際には、下記の令和6年度スポーツ・インテグリティ推進事業におけるスポーツ団体ガバナンスコードの実効化に向けた支援の実施規模を参考にすること。

- ・実施回数 全2回
- ・実施時間 各回2時間
- ・参加人数 40人／回
- ・実施場所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 等

令和6年度事業成果報告書については、別添のとおり。

（2）中央競技団体の財務情報のとりまとめ

中央競技団体の令和6年度財務情報のとりまとめを実施する。各中央競技団体の経常収益（財産運用益、競技者／団体からの収入、事業収益、補助金／助成金、受取寄付金、その他（雑収益等）、その他（前期繰越金等））及び経常費用（事業費、管理費）の金額及び割合について、スポーツ庁担当官の示す様式にとりまとめること。

上記の事業を通じて、調査項目や分析の視点等を検討する際には、有識者等の助言を踏まえるとともに、スポーツ庁担当官と十分に協議を行うこと。

また、随時進捗状況を報告すると。

4. 委託契約期間

委託契約日 ～ 令和8年3月13日（金）

5. 成果報告

本事業による成果等を成果報告書として取りまとめ、スポーツ庁に電子媒体で提出すること。

6. 提出期限

令和8年3月13日（金）

7. 提出先

東京都千代田区霞が関3-2-2

スポーツ庁競技スポーツ課競技団体組織基盤強化係

TEL：03-5253-4111（代表）内線 3574

E-mail：kyosport@mext.go.jp

8. 事業規模

事業規模は9, 000千円を上限とする。

9. 応募者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応募者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ・インテグリティ推進事業審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和7年度スポーツ・インテグリティ推進事業におけるスポーツ団体のガバナンスコードの実効化に向けた支援 総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 業務の実施方針

1-1 内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 提案内容が仕様書記載の本事業の趣旨・目的に合致していること。
- * 1-1-2 仕様書の記載の内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

1-2 事業実施方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業実施の方法が妥当で具体的かつ明確であること。〔その方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-2-2 コード実効化に向けた中央競技団体間の横連携を推進するワークショップ等の手法が明確に示されており、妥当であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似業務の経験

- 2-1-1 過去にスポーツ団体向けの研修会又は類似の業務を実施した実績があれば加点する。〔類似業務の実績内容

により加点する。]

2-2 組織の業務実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

3-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 3-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。

4 賃上げを実施する企業に関する指標

4-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応札者が選択するものとする）。

- 4-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 4-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

1 0. 検査

受注者による委託業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

1 1. 守秘義務

受注者は、本業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

1 2. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

1 3. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・4-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・4-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、4-1-1 の場合は「合計額」と、4-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

1 4. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

15. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

16. その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、業務の進捗状況等を把握するため、必要に応じ報告を求めることがあるので、スポーツ庁からの求めに応じ、メール、電話等により報告すること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。